

令和8年2月24日
徳島労働局

徳島公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

徳島労働局（局長 ^{かめい たかし} 亀井 崇）は、徳島公共職業安定所（以下「徳島所」という。）において発生した、個人情報の誤送信事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

徳島所において、職員が別人の求職者情報を用いて紹介処理を行ったことにより、求人者マイページ（※）上に当該別人の氏名が表示される状態となり、事業所担当者に閲覧させたもの。

※ 求人者マイページとは、ハローワークインターネットサービスで求人者（企業・事業所）が利用する専用のオンライン管理ページのこと。

2 経緯

（1）令和8年1月20日、職員Xは、来所した求職者Aの相談を終えたにもかかわらず、職員Xの操作する端末において求職者Aに関する情報画面を閉じなかった。その後、職員Xは求職者Bの相談を受け、C社へ紹介しようとしたが、このような経緯から、職員Xは誤って求職者Aの情報で紹介状を発行した。

（2）職員Xは、紹介状を印刷した際、求職者名が求職者Aになっていることに気付いた。このため、職員Xは、誤った紹介状を求職者Bに渡さず、正しい求職者Bの紹介状を再発行して手渡した。

このとき、職員Xは、求職者Bの対応を優先したため、誤った紹介状を発行したことについて上司への報告が遅れた。また、職員Xは、誤って発行された求職者Aの紹介状データの取消処理を行わなかった。この結果、職員Xによる誤った紹介状のデータ処理が行われた時点で、C社の求人者マイページには、応募者一覧に求職者Aの氏名が表示される状態となっていた。

（3）職員Xは、求職者Bの相談終了後、誤って求職者Aの紹介状を発行したことについて上司Yに報告し、上司Yの指示に基づいて求職者Aの紹介状データの削除を実施した。

- (4) 同日、求職者Aの個人情報C社に漏えいした可能性があると考えた徳島所幹部がC社を訪問し、事情を確認したところ、C社の担当者は、求職者Aの紹介データが削除される前に求人者マイページの応募者一覧に表示された求職者Aの氏名を確認し、紙にメモしていたことが判明した。C社に経緯を説明して謝罪し、当該データが削除されていることを確認するとともに、求職者Aの氏名が記載されたメモを回収した。
- (5) 同日、徳島所幹部は、求職者Aに電話で事案の経緯を説明し、謝罪のための訪問を申し出た。その後、求職者Aの自宅へ訪問し、詳細を説明して謝罪し、了承を得た。

3 発生原因等

職員が、ある求職者の対応中、直前に対応していた別の求職者の情報画面を閉じないまま紹介状発行処理を行ったことにより、誤った紹介データをシステムに登録してしまったこと。

4 再発防止策

(1) 徳島所における対応

- ① 令和8年1月21日、徳島所幹部による全職員を対象とした緊急研修を開催し、事案の説明・基本動作の徹底及び緊急自主点検の実施を指示し、同月26日点検を完了した。
- ② 同年2月以降、全職業相談部門において、職業紹介を実施する前に、求人者名及び求職者名について、担当者を含む複数名で確認している。

(2) 労働局における対応

- ① 本事案発生後、同年1月22日に、職業安定部職業安定課長から各安定所長に対し、事案の説明及びシステム上の前データ消去、交付時における複数の目による確認の徹底並びに所属内への注意喚起を指示した。
- ② 同年2月10日に開催した幹部会議において、総務部長及び職業安定部長から事案の発生及び概要の説明並びに更なる基本動作の徹底について、指示を行った。

担当：徳島労働局職業安定部職業安定課
課長 森野 雅行
課長補佐 岡島 敬仁
電話 088-611-5383